

2021. 08. 10

＜第 1 部＞介護支援分野

- P58 表の更新申請の横に次の「補足」を追加。

補足 更新申請において
認定有効期間の範囲が 3
～36 か月の場合で、要介
護度・要支援度が変わら
ない場合は、3～48 か月
間。

- P119 「1 基本的介護報酬」を次に差し替え。

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数*を

(1)居宅介護支援費(I) : (II)を算定していない事業所

1 人当たりの取扱件数を

- ・ 40 件未満の場合 (居宅介護支援費 (i))
- ・ 40 件以上 60 件未満の場合 (居宅介護支援費 (ii))
- ・ 60 件以上の場合 (居宅介護支援費 (iii))

(2) 居宅介護支援費(II) : 一定の要件*の場合の事業所

1 人当たりの取扱件数を

- ・ 45 件未満の場合 (居宅介護支援費 (i))
- ・ 45 件以上 60 件未満の場合 (居宅介護支援費 (ii))
- ・ 60 件以上の場合 (居宅介護支援費 (iii))

- P119 次を右欄に追加。

一定の要件 一定の情報
通信機器の活用、または事
務職員の配置をしている。

- P119 「1 基本的介護報酬」の横の補足を次に差し替え。

訂正前	訂正後
<p>補足 実際の単位数 (1 か月当 たり) は次のとおりである。</p> <p>①40 件未満 要介護 1・2……1, 057 単位 要介護 3・4・5……1, 373 単 位</p> <p>②40 件以上 60 件未満 要介護 1・2……529 単位 要介護 3・4・5……686 単位</p> <p>③60 件以上</p>	<p>補足 実際の単位数 (1 か月 当たり) は次のとおりである。</p> <p>(1)居宅介護支援費(I)</p> <p>①40 件未満 要介護 1・2……1, 076 単位 要介護 3・4・5……1, 398 単 位</p> <p>②40 件以上 60 件未満 要介護 1・2……539 単位 要介護 3・4・5……698 単位</p>

<p>要介護 1・2……317 単位 要介護 3・4・5……411 単位 なお、介護予防支援費は 431 単位／月である。要支援状態区分による区別はない。</p>	<p>③60 件以上 要介護 1・2……323 単位 (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) ①45 件未満 要介護 1・2……1,076 単位 要介護 3・4・5……1,398 単位 ②40 件以上 60 件未満 要介護 1・2……522 単位 要介護 3・4・5……677 単位 ③60 件以上 要介護 1・2……313 単位 要介護 3・4・5……406 単位 なお、介護予防支援費は 438 単位／月である。要支援状態区分による区別はない。</p>
---	---

●P119 次を右欄に追加。

取扱件数 居宅介護支援の利用者数と、介護予防サービスにかかる介護予防支援の利用者数の 2 分の 1 の数を合算し、その合算数を介護支援専門員の員数(常勤換算数)で除した数。

●P133 「3 介護職員処遇改善加算」の横に次の「補足」を追加。

補足 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)・(Ⅴ)は、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ廃止。但し、2021 年 3 月末時点で同加算を算定している場合は、1 年の経過措置期間が設けられている。

<第 2 部> 保健医療サービスの知識等

●P360 表内「栄養マネジメント加算」が廃止され、「栄養マネジメント強化加算」となる。

・ 栄養マネジメント加算 ⇒ 廃止

補足 改正により、施設系サービスにおける栄養マネジメント加算は廃止され、栄養ケア・マネジメ

ントを基本サービスとして行うこととされた。このため、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置と、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求められている。

●次のページの「栄養マネジメント加算」を削除。

P385、361、366、370、473

●P361 表内「低栄養リスク改善加算」が「栄養ケア・マネジメント強化加算」に名称変更。

訂正	訂正後
<p>・低栄養リスク改善加算……低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、管理栄養士等の専門職が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに栄養管理計画を作成し、その計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定（1月につき）。</p>	<p>・栄養ケア・マネジメント強化加算……管理栄養士を一定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施、入所者が退所する場合に管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行う。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、問題がある場合に早期に算定。（1日につき）</p>

●P361 次の補足を「・栄養ケア・マネジメント強化加算」の横に追加。

補足 栄養ケア・マネジメント強化加算は、低栄養状態者等だけでなく、入所者全員に行う加算。褥瘡マネジメント加算の併算定が可能。

●P362 表内「・排せつ支援加算」4～5行目。

訂正	訂正後
<p>・・・して支援計画を作成し、支援を継続実施した場合、6月以内に限り算定（1月につき）。</p>	<p>・・・して支援計画を作成し、支援を継続実施した場合に算定（1月につき）。</p>

●P362 次の補足を表内「・排せつ支援加算」の横に追加。

補足 改正により、6か月間に限って算定可能とされていたところを、6か月以降も継続して算定可能となった。

●P362 次の「栄養ケア・マネジメント未実施減算」を「③減算される場合」に追加。

③減算される場合	栄養ケア・マネジメント未実施減算……栄養ケア・マネジメントを実施されていない場合に基本報酬から減算。ただし、3年の経過措置あり。
----------	--

<第3部>福祉サービスの知識等

●P494 表内「・生活機能向上連携加算」を次に訂正。

訂正	訂正後
<p>・生活機能向上連携加算……外部のリハビリテーション専門職等と計画作成担当者が共同して認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に基づき介護行った場合は、初回の介護が行われる月以降3月の間算定（1月につき）。</p>	<p>・生活機能向上連携加算……外部のリハビリテーション専門職等と計画作成担当者が共同して認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画に基づき介護を行った場合に算定（1月につき）。</p>